

# 導入 令和7年度予算要求事業概要書

## 令和7年度予算要求事業概要書



所管課	産業・地域振興支援部 地域振興課
問合せ	国際化推進係 TEL:03-3578-2303

NO 98

1 事業名	MINATOまるごと留学事業		要求区分	新規	港区基本計画	政策No. 10	施策No. 3	施策名	多様な主体との連携による国際力の強化																								
2 事業説明文	区内の子どもたちが、外国人住民宅でのホームステイや外国人と一緒にまち歩きをする体験を通じ、外国語にふれるとともに、その文化に対する理解を深めるための機会を創出します。																																
3 事業内容、実施手法、スケジュール等	<p>【事業内容】</p> <p>①区内ホームステイ（40人程度） 港区に住む外国人の自宅でのホームステイ体験を提供します。外国語にふれながら、それぞれのホストファミリーの多様な文化を体験します。</p> <p>②まち歩き交流（100人程度） 外国人とチームを組み、英語でミッションをクリアしながらまち歩きをして交流を深めます。</p> <p>①及び②について、区内大使館等との連携も検討します。</p> <p>【対象】 18歳以下の区民</p> <p>【場所・回数】 港区内の外国人の自宅等、①・②各1回</p>				<p>4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）</p> <p>令和6年度区政モニターアンケートの結果では、国際化推進、多文化共生施策として、港区に「区民の国際的な理解を深めること」を求める回答が41.5%であり、地域における国際交流事業や多文化理解のニーズは高い状況にあります。子どもたちが外国語に触れ、多様な文化を体験する機会を創出します。</p> <p>5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む）</p> <p>都・他区：これまで実施なし 横浜市：令和5年度試行実施、令和6年度から本格実施</p> <p>6 事業実施により得られる効果・成果</p> <p>国際色豊かな港区の特徴を生かし、子どもたちが、区内の外国人住民の自宅でホームステイを体験したり、外国人とまち歩きで交流することにより、外国語とその国の文化に直接触れて国際理解を深めるとともに、港区の歴史や魅力の再発見にもつなげることができます。</p>																												
	<p>【参加者自己負担】</p> <p>①区内ホームステイ 1人20,000円程度 （委託事業者が直接集金）</p> <p>②まち歩き交流 自己負担なし</p>		<p>7 根拠法令・規定等</p> <p>—</p>							<p>8 事務事業評価結果</p> <p>—</p>																							
9 要求内容	<p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>うち特財</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区内ホームステイ実施経費</td> <td>3,300</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>まち歩き交流実施経費</td> <td>2,200</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>5,500</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>				項目	小計	うち特財	区内ホームステイ実施経費	3,300	0	まち歩き交流実施経費	2,200	0	要求額	5,500	0	<p>10 調整内容</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>うち特財</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区内ホームステイ実施経費</td> <td>3,300</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>まち歩き交流実施経費</td> <td>2,200</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>調整額</td> <td>5,500</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	うち特財	区内ホームステイ実施経費	3,300	0	まち歩き交流実施経費	2,200	0	調整額	5,500	0
項目	小計	うち特財																															
区内ホームステイ実施経費	3,300	0																															
まち歩き交流実施経費	2,200	0																															
要求額	5,500	0																															
項目	小計	うち特財																															
区内ホームステイ実施経費	3,300	0																															
まち歩き交流実施経費	2,200	0																															
調整額	5,500	0																															
11 調整の考え方	<p>外国に行くことなく、気軽に留学のような体験ができる本事業は、区内在住の子どもたちにとって有意義な取組と言えます。実施に必要な予算を計上します。</p>																																
	<p>12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>財源内訳</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>5,500</td> </tr> </tbody> </table>				財源内訳	金額	国庫支出金		都支出金		その他特財		一般財源	5,500	<p>事業実施に伴う将来コスト</p> <p>事業実施経費 5,500千円/年</p> <p>債務負担行為</p> <p>令和 年度 ~ 令和 年度</p> <p>限度額</p>																		
財源内訳	金額																																
国庫支出金																																	
都支出金																																	
その他特財																																	
一般財源	5,500																																

### 3 イベントホームステイ（イベント民泊）を実施する際の留意点

#### (1) 自宅提供者及びイベントホームステイ（イベント民泊）実施状況の把握

イベントホームステイ（イベント民泊）を実施しようとする自治体においては、自宅提供者に要請する際に、上記「2」「(4)」「イ」記載の方法を採るほか、イベントホームステイ（イベント民泊）実施期間終了後に、適宜、自宅提供者を対象とするアンケート調査を実施する等して、イベントホームステイ（イベント民泊）の実施状況を適切に把握の上、関係部署、関係組織において十分に連携し、自宅提供者・宿泊者・近隣住民間のトラブルや、衛生面、治安面に関する事故の予防に努めてください。

#### 【具体的事例】

イベントホームステイ（イベント民泊）実施にあたり、各種トラブルに対しての具体的な対策として、「トラブル発生時の対応方針の策定」、「チラシやHPを活用したトラブルを予防するための情報発信」といったものがみられます。

# 資料1-② ホームステイにおける安全対策について（観光庁観光産業課イベント民泊ガイドライン）

## (2) 自宅提供者に対する研修の実施等

また、イベントホームステイ（イベント民泊）を実施しようとする自治体においては、旅館業法担当部署や当該地域の旅館ホテル生活衛生同業組合等と連携して、事前に、自宅提供者向けの研修を実施したり、適宜、自宅提供者への要請書面、ホームページ、広報誌や自宅提供者に対する個別の案内書面等において、イベントホームステイ（イベント民泊）の実施に当たって留意すべき事項を周知しておくことが望まれます。

特に、下記〔留意すべき事項〕は、自宅提供者・宿泊者・近隣住民間のトラブルや、衛生、治安面に関する事故を予防するために重要であるため、研修等において、自宅提供者に周知、指導することが望まれます。

### 【留意すべき事項】

- ① 自宅提供者は、宿泊予約を受け付ける際は、宿泊者全員の氏名、住所、国籍及び旅券番号（日本国外に在住する外国人の場合に限る。）を確認し、保存すること。なお、仲介サイトを利用して宿泊者を募集する場合には、仲介事業者において上記の各情報を取得し、個人情報保護法等の法令を遵守した上で自宅提供者に情報を提供すること。
- ② 自宅提供者は、自宅の提供開始時（チェック・イン）及び終了時（チェック・アウト）には、宿泊者全員の本人確認を実施し、日本国外に居住する外国人の場合は、旅券により本人確認を実施した上でその写しを保存すること。
- ③ 自宅の提供に当たっては、必ずしも契約書面を作成する必要はないが、トラブルを防ぐため、宿泊日、宿泊料金、提供する部屋の内容（部屋面積、間取り、キッチン・トイレ・シャワールームの有無、施錠の可否、単独利用・共用の別、和室・洋室の別、その他宿泊サービスの提供に当たり重要な点）等の契約条件を明確にした上で宿泊者を募集すること。なお、仲介サイトを利用して宿泊者を募集する場合には、仲介事業者と適宜連携の上、これらの各事項を予約サイト上に明記すること。
- ④ 同一施設について、反復継続して、宿泊者を受け入れる場合には、旅館業法に基づく営業許可又は住宅宿泊事業法に基づく届出が必要となり、営業許可又は届出なく宿泊者を受け入れた場合は、旅館業法違反となること（別添「民泊サービスと旅館業法に関するQ&A」参照）。
- ⑤ 状況に応じて、以下の衛生措置をとることが望ましいこと。
  - a. 施設の設備や備品等については清潔に保ち、ダニやカビ等が発生しないよう除湿を心がけ、清掃、換気等を行うこと。
  - b. 施設に循環式浴槽（追い炊き機能付き風呂・24時間風呂など）や加湿器を備え

# 資料1-③ ホームステイにおける安全対策について（観光庁観光産業課イベント民泊ガイドライン）

付けている場合は、『入浴施設におけるレジオネラ症防止対策』のパンフレットを参照するなど、適切に対応すること。

- ⑥ 自宅の提供に当たっては、必要に応じて、近隣住民や関係者（賃貸物件の場合の賃貸人等）に不利益が生じないように、予め、当該施設における騒音の防止やゴミ処理の方法等、施設の利用に当たり遵守すべき事項について宿泊者に説明、指導する等、必要な対応を採ること。
- ⑦ 住宅周辺の状況に応じ、災害時における宿泊者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、宿泊者に対して避難場所等に関する情報提供を行うことが望ましいこと。
- ⑧ 警察等からの要請に適切に協力すること。

## (3) 自宅提供者に対する損害保険への加入勧奨

イベントホームステイ（イベント民泊）を実施しようとする自治体においては、自宅提供者に対し、当該自宅におけるイベントホームステイ（イベント民泊）起因して、宿泊者や近隣住民等の第三者に損害が生じた場合と同損害を填補できる損害保険に加入するよう要請することが望まれます。適切な保険商品がない場合には、保険会社と連携するなどして、イベントホームステイ（イベント民泊）にかかる団体保険商品の組成についてもご検討いただきますようお願いいたします。

## (4) 住民への説明及び苦情受付窓口の設置

イベントホームステイ（イベント民泊）を実施しようとする自治体においては、イベントホームステイ（イベント民泊）が実施されることによる住民の不安を除去するため、イベントホームステイ（イベント民泊）を実施すること、及びイベントホームステイ（イベント民泊）の概要について、ホームページや広報誌等において広く周知し、さらに、自宅提供者、宿泊者、近隣住民からの苦情・相談を受け付けられる苦情受付窓口を設置してください。

また、トラブル発生時に観光部署及び旅館業法担当部署等の関係部署、並びに警察署及び消防署等の関係組織が連携の上、速やかに対応できる体制を構築していただきますようお願いいたします。

## (5) 仲介サイトの活用

イベントホームステイ（イベント民泊）を広く周知するとともに宿泊の予約受付を効率的に行うため、仲介サイトを活用することも考えられます。この場合においては、仲介サイトを運営する仲介事業者と自宅提供者とのやりとりが円滑に行われるよう、事前に、仲介事業者と必要な調整を行ってください。また、仲介サイトを活用する際は、イベントホームステイ（イベント民泊）を周知する自治体のホームページや広報誌等において、当該仲介サイトの該当部分のリンク先や仲介サイトの利用方法等を記載することも考えられます。なお、仲介サイトを活用する際は、住宅宿泊事業法に基づく登録を受けた仲介業者や旅行業法に基づく登録を受けた旅行業者が運営する仲介サイトの活用を推奨します。

## 資料1-④ ホームステイにおける安全対策について（観光庁観光産業課イベント民泊ガイドライン）

### 【具体的事例】

自治体や観光協会のHPのほか、民泊仲介業者によるWEB広告や、SNSを利用した広告（Facebook広告）による募集が行われた事例があります。

### （6）実施状況の報告

イベントホームステイ（イベント民泊）を実施した自治体においては、その実施状況（イベント名・開催地・開催時期・開催日数・提供物件数・宿泊者数・延べ宿泊者数）を厚生労働省・観光庁担当窓口（連絡先：hqt-eventminpaku@gxb.mlit.go.jp）に報告してください。また、イベントホームステイ（イベント民泊）を実施した自治体が旅館業の営業許可の権限を有しない市町村である場合には、都道府県（保健所設置市又は特別区）の旅館業法担当部局にも報告してください。

以上

（本ガイドラインに関する照会先）

観光庁観光産業課

（代表電話） 03(5253)8111

（内線 27-345）

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生課

（代表電話） 03(5253)1111

（内線 2431、2437）

# 資料2-① 国際理解教育ニーズについて (港区学校教育推進計画の改定に向けた アンケート調査結果報告書)

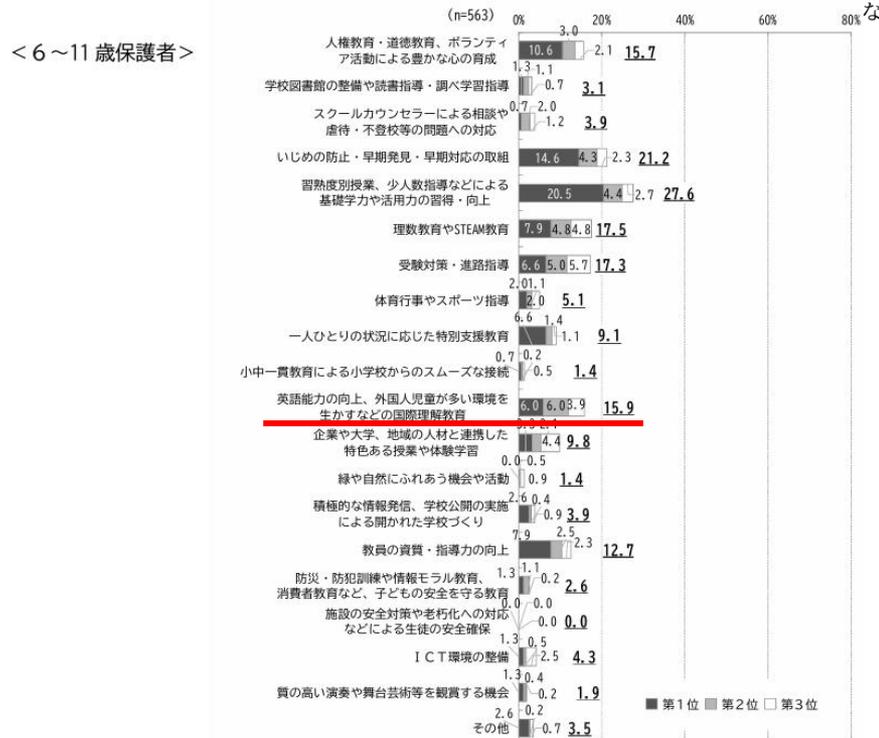
## 4 区立中学校への期待について

- 区立中学校に充実を希望することとしては、習熟度別授業を筆頭に、小学生保護者からはいじめ防止、中学生保護者からは受験対策などが求められている。
- 特に6～11歳保護者で、「理数教育やSTEAM教育」が前回と比較して増えている。

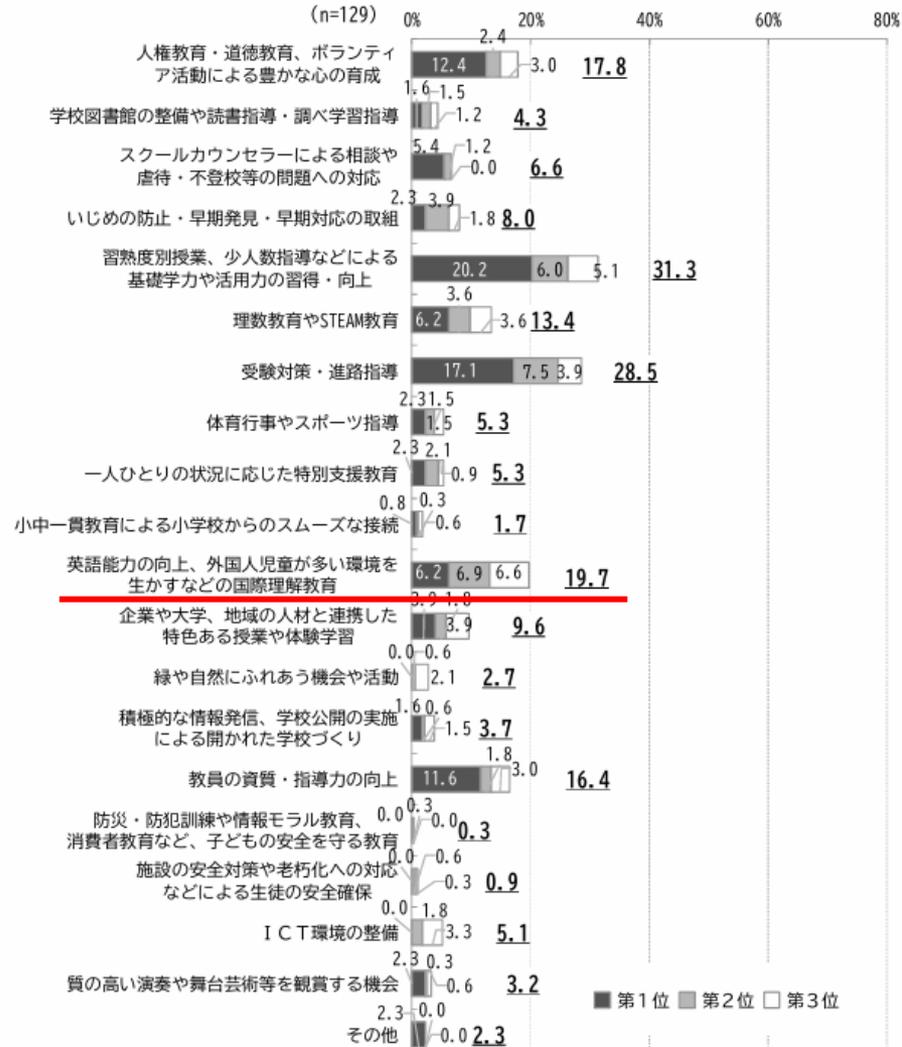
### 問 区立中学校に期待することについて

(6～11歳保護者問 22-1)「習熟度別授業、少人数指導などによる基礎学力や活用力の習得・向上」が27.6% (前回48.5%)で最も多く、次いで「いじめの防止・早期発見・早期対応の取組」が21.2% (前回33.7%)、「理数教育やSTEAM教育」が17.5% (前回8.0%)、「受験対策・進路指導」が17.3% (前回33.8%)となっている。

(12～14歳保護者問 19-1)「習熟度別授業、少人数指導などによる基礎学力や活用力の習得・向上」が31.3% (前回39.8%)で最も多く、次いで「受験対策・進路指導」が28.5% (前回33.1%)、「英語能力の向上、外国人児童が多い環境を生かすなどの国際理解教育」が19.7% (前回33.1%)となっている。



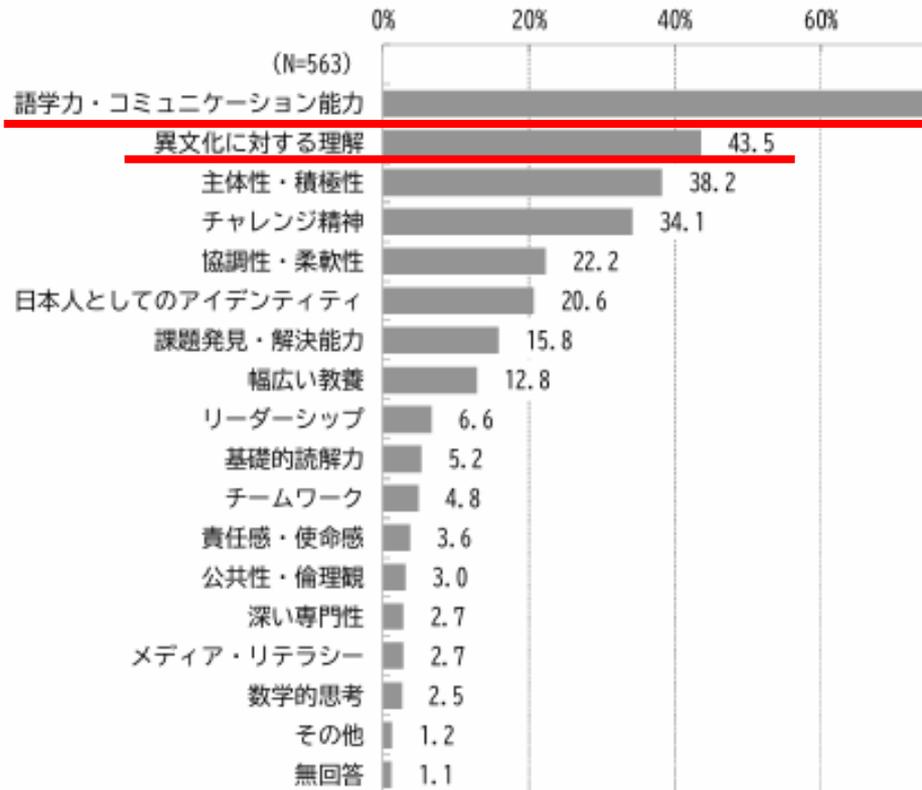
### <12～14歳保護者>



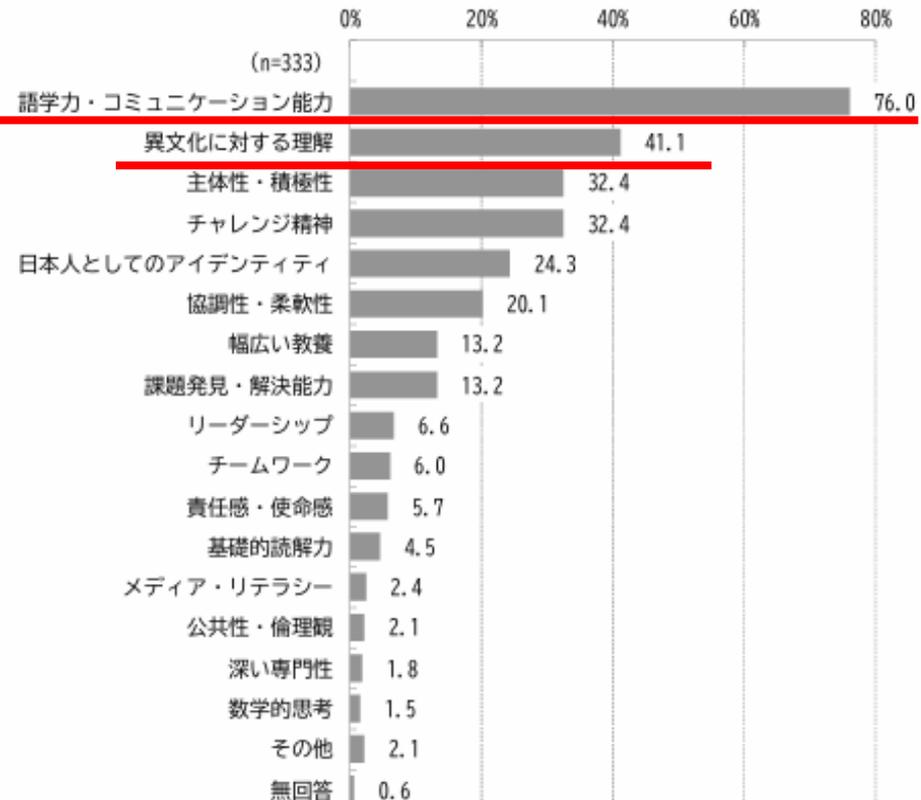
## 5 「国際都市・港区」として必要な教育について

問 国際感覚を持った子どもを育てるためには、何が大切だと思うか。

<6～11歳保護者>



<12～14歳保護者>



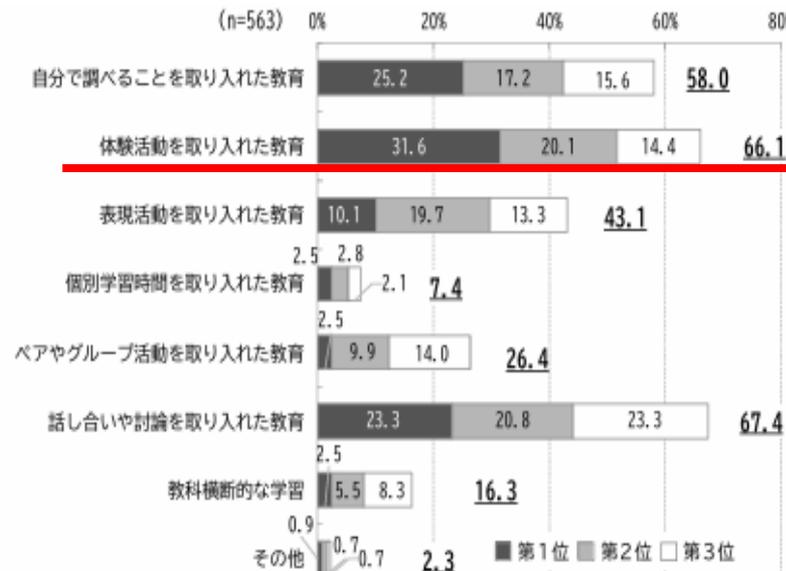
## 資料2-③ 国際理解教育ニーズについて (港区学校教育推進計画の改定に向けた アンケート調査結果報告書)

問 上で選択した力を持った子どもを育成するに当たり、どのような教育が効果的だと思うか。

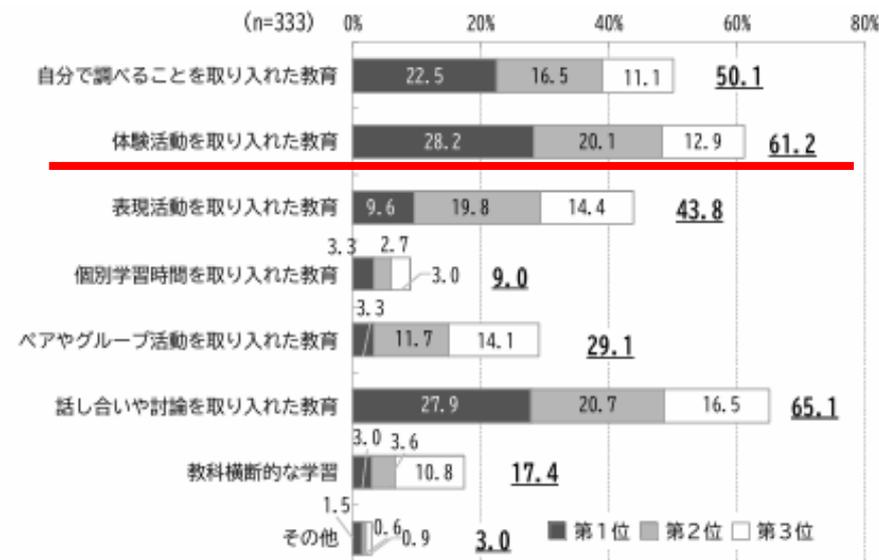
(6～11歳保護者問 28) 「話し合いや討論を取り入れた教育」が67.4% (前回 66.8%) で最も多く、次いで「体験活動を取り入れた教育」が66.1% (前回 60.8%)、「自分で調べることを取り入れた教育」が58.0% (前回 48.5%) となっている。

(12～14歳保護者問 28) 「話し合いや討論を取り入れた教育」が65.1% (前回 69.0%) で最も多く、次いで「体験活動を取り入れた教育」が61.2% (前回 62.4%)、「自分で調べることを取り入れた教育」が50.1% (前回 47.2%)、「表現活動を取り入れた教育」が43.8% (前回 42.5%) となっている。

<6～11歳保護者>



<12～14歳保護者>



# 資料2-④ 国際理解教育ニーズについて (港区学校教育推進計画の改定に向けた アンケート調査結果報告書)

## 8 今後の教育の方向性について

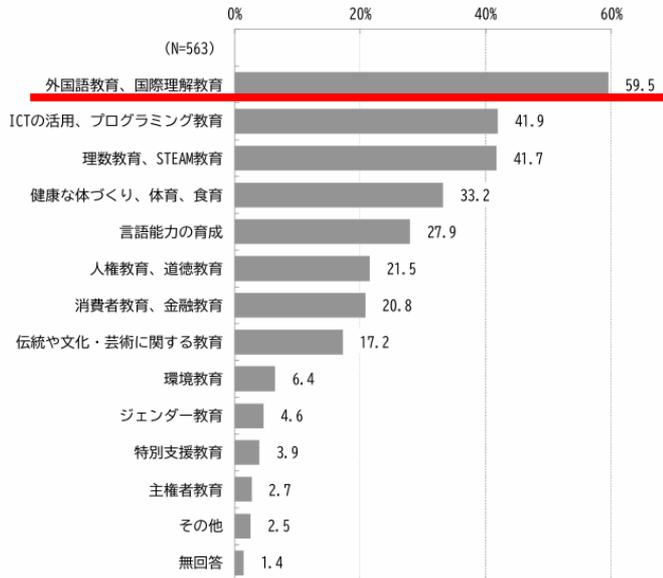
○今後の教育の方向性としては、外国語教育や国際理解教育、ICT活用、プログラミング教育、理数教育、STEAM教育などが求められている。  
 ○特に、ICTの活用、プログラミング教育や理数教育、STEAM教育は、前回と比較していずれの保護者とも大きく増えている。

問 今後の教育の方向性として、何を大切にすべきだと考えるか。

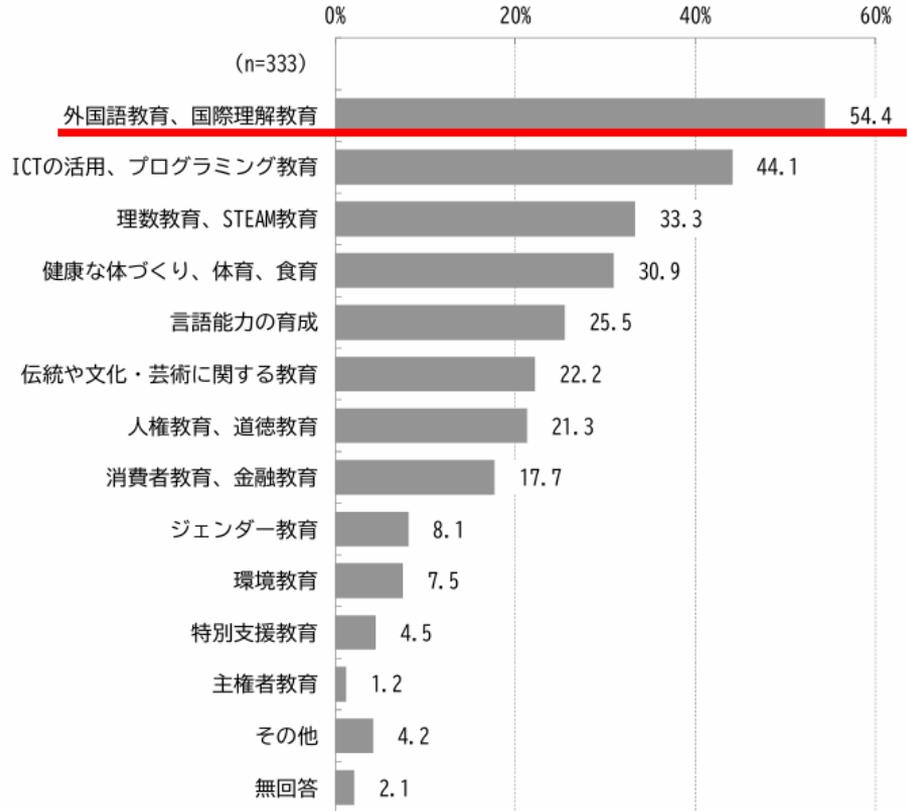
(6～11歳保護者問31)「外国語教育、国際理解教育」が59.5% (前回50.4%)と最も多く、次いで「ICTの活用、プログラミング教育」が41.9% (前回28.1%)、「理数教育、STEAM教育」が41.7% (前回35.6%)となっている。

(12～14歳保護者問31)「外国語教育、国際理解教育」が54.4% (前回55.3%)と最も多く、次いで「ICTの活用、プログラミング教育」が44.1% (前回27.1%)、「理数教育、STEAM教育」が33.3% (前回30.9%)となっている。

※前回調査時から選択肢の文言・数を変更しているため単純比較は出来ない。  
 <6～11歳保護者>



<12～14歳保護者>



概要版 (がいようばん)

## 港区国際化推進プラン

(みなとく こくさいか すいしん ぷらん)

Minato City Internationalization Master Plan

港区国際化推進計画

미나토구 국제화 추진 계획

令和5(2023)年度改定版

令和3(2021)年度～令和8(2026)年度

FY2021-FY2026



令和6(2024)年3月 港区



### みなとく げんじょう 港区の現状

#### ●港区在住外国人の状況

<令和5(2023)年10月1日現在>



#### ●国籍別外国人数の状況 <令和5(2023)年1月1日現在>



#### ●世界地域別大使館数の状況 <令和5(2023)年12月現在>

世界地域	大使館数	増加率	世界地域	大使館数	増加率
アジア	34	6%	北米	8	0%
ヨーロッパ	15	1%	南米	8	0%
中東	15	1%	大洋洲	8	0%
アフリカ	15	1%	その他	81	0%
合計	79	1%			

### かだい しさく 課題と施策

課題1 外国人の安全・安心で快適な生活環境づくりの推進

#### 施策1 外国人の安全・安心の拡充に向けた多言語による情報発信

主な拡充内容 港区国際防災ボランティアの研修内容のさらなる充実  
 転入時における生活に必要な情報のデジタル化  
 外国人相談事業

課題2 日本人と外国人がともに歩む国際意識の醸成

#### 施策2 日本語学習や文化交流をきっかけとした外国人の地域参画の推進

主な拡充内容 区民の国際意識の向上  
 地域で育む日本語学習支援プロジェクト

課題3 多様な主体との連携強化

#### 施策3 多様な主体との連携による国際力の強化

主な拡充内容 多様な主体との連携の推進  
 外国都市との国際交流の実施

このマークは視覚に障害のある人などが使う音声コード (hi-voice) です。

### SDGsの取組



(参考) SDGsと本計画の関わりについて

- 目標3：すべての人に健康と福祉を
- 目標4：質の高い教育をみんなに
- 目標10：人や国の不平等をなくそう
- 目標16：平和と公正をすべての人に
- 目標17：パートナーシップで目標を達成しよう

# 資料3-② 区長部局が取り組む意義



## すがた めざす姿

ちやうど ぶんか ひと きやうけい かつりよく みりよく  
 多様な文化と人が共生する活力と魅力あふれる  
 せいじゆく こくさいとし みなとく  
 成熟した「国際都市・港区」

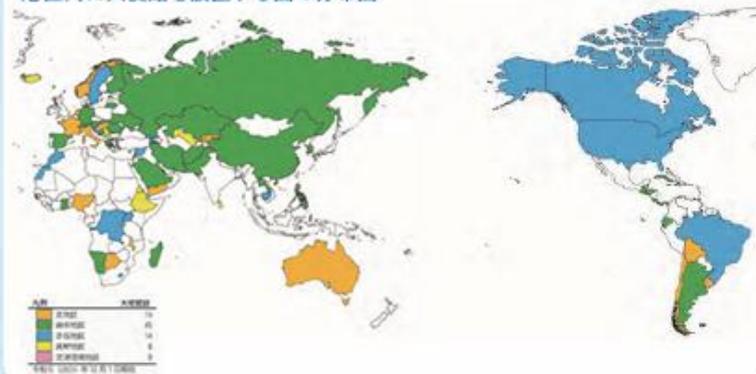


## しやく たいけい 施策の体系

施策	施策の方針	主な事業
外国人の安全・安心の拡充に向けた多言語による情報発信	(1) 「やさしい日本語」や多言語で生活に必要な情報を発信 (2) デジタル技術の活用を推進	「港区行政情報多言語化ガイドライン」に基づいた行政情報の多言語化 SNSを活用した情報提供
日本語学習や文化交流をきっかけとした外国人の地域参画の推進	(1) 日本語学習を支援する仕組みの整備 (2) 区民の国際意識の向上 (3) 文化理解を通じた国際交流の推進	外国人相談事業の充実 外国人相談事業の充実 基礎日本語教室の設置・運営 「やさしい日本語」による外国人と日本人の交流促進 国際性豊かな催し物の実施
多様な主体との連携による国際力の強化	(1) 大使館等との連携による国際交流 (2) 教育関係機関との連携の推進 (3) 港区国際交流協会との連携の推進	大使館等との国際交流事業 多様な主体との関係構築及び連携の推進 地域で育む日本語学習支援プロジェクト



## 港区内に大使館を設置する国の分布図



## 港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちが真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいと誇りを築きつづけていこうと努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生かすことにもたげることが私たちが務めます。私たちが、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の拠地を許さず、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港区

## 計画期間



見直し



Minato Blossom Festa



港区国際化推進アドバイザー会議



### 資料3-③ 区長部局が取り組む意義（さいき見解）

- 区長部局がこの事業を実施する意義について
  - 大使館職員と関係性を築いている国際文化芸術担当課が取り組むからこそ、大使館職員などとの協力や大使館連携などを行いやすいのではないかと？
  
- 今後の展開に向けて区長部局が取り組む意義
  - 多様な区民に「まるごと留学」「ロゲイニング」を提供する視点について
    - (1) 高校生に広げる視点
    - (2) 私立に通う子ども達への広げる視点
    - (3) 社会人やシニアへの広げる視点
      - 教育部局にあると、区立小中学校への提供に重きを置かれがち傾向にあるのではないかと。もちろん、行政におかれては、区立小中学校との連携は教育部局と緊密に行っていただきたい。
  
  - 地域共生社会・防災政策との組み合わせの視点を持つことを期待
    - 同じエリアで交流が生まれるような仕組みの構築にも期待
      - 例) 芝浦港南エリアの外国人の家に、芝浦港南エリアの子どもが「まち歩き」をする
        - 行政におかれては、子ども達の国際体験に加えて、地域の外国人を地域防災に巻き込んでいく視点を取り入れて頂きたい（→防災危機管理室室長、防災課長や各支所の協働推進課長との連携も視野に入れていただきたい。）

## 資料3-④ 区長部局が取り組む意義

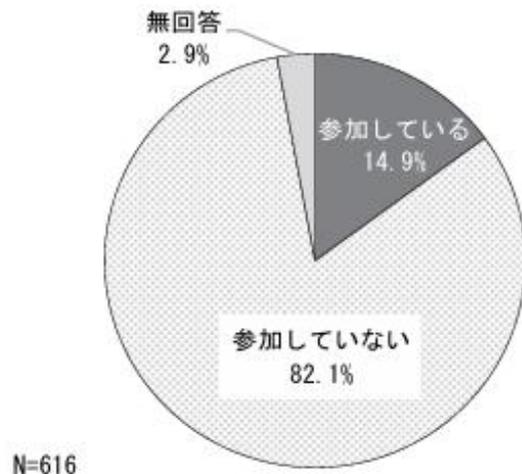
表 1 災害時の外国人の持つ制約・傾向

制約の種類	在住者	来訪者
言語	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 会話はある程度できるが、災害用語がわからない</li> <li>• 災害時に確実に正しく情報を理解することが難しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施設スタッフとコミュニケーションがとれない</li> <li>• 案内表示が読めない</li> <li>• アナウンスの内容がわからない</li> </ul>
前提条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害に慣れていない</li> <li>• 地図の読み方が異なる</li> <li>• 避難所のしくみがわからない</li> <li>• 住むところの安全が心配</li> <li>• 生活再建(仕事や日常生活への復帰)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害に慣れていない</li> <li>• 避難訓練ができない</li> <li>• 土地勘に乏しい</li> <li>• 地図の読み方が異なる</li> <li>• 帰国する必要がある</li> </ul>
心理的不安	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 母語に触れられない</li> <li>• 避難所に行って良いのかわからない</li> <li>• 避難所等の地域内で孤立しやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 知っている人がいない</li> <li>• 母語に触れられない</li> <li>• 災害に慣れていないためパニックになりやすい</li> </ul>
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>• どこに必要な情報があるかわからない</li> <li>• いつも使う検索エンジンや SNS を使う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• どこに必要な情報があるかわからない</li> <li>• いつも使う検索エンジンや SNS を使う</li> <li>• スマホ利用度が高まり Wi-Fi およびバッテリーの確保が重要</li> </ul>
多様な生活文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 宗教、アレルギー、食習慣等による食事制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 宗教、アレルギー、食習慣等による食事制限</li> </ul>

# 資料3-⑤ 区長部局が取り組む意義（令和5年港区国際化に関する 実態調査報告書）

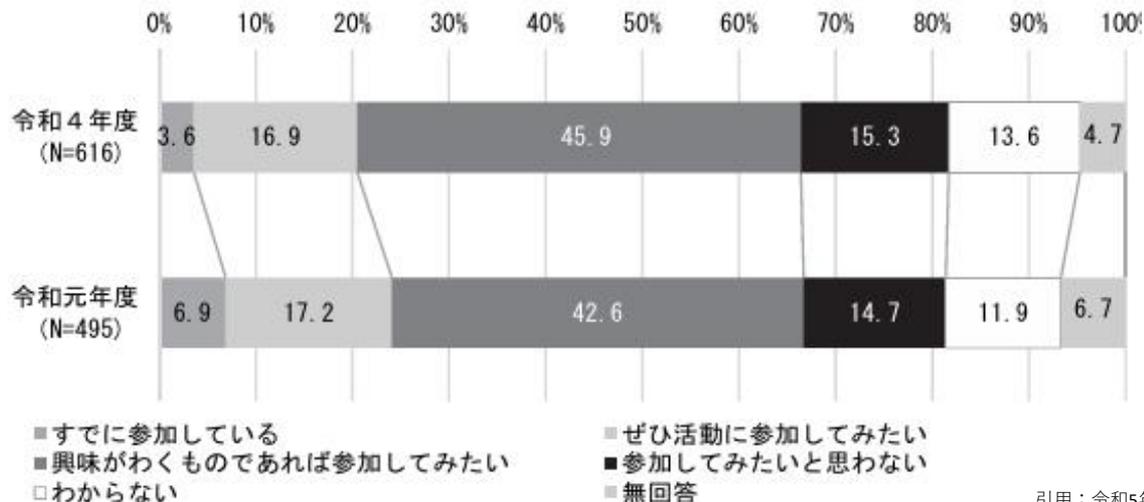
## 本編 問16

あなたは地域のコミュニティやグループに参加していますか。



## Point4 本編 問17

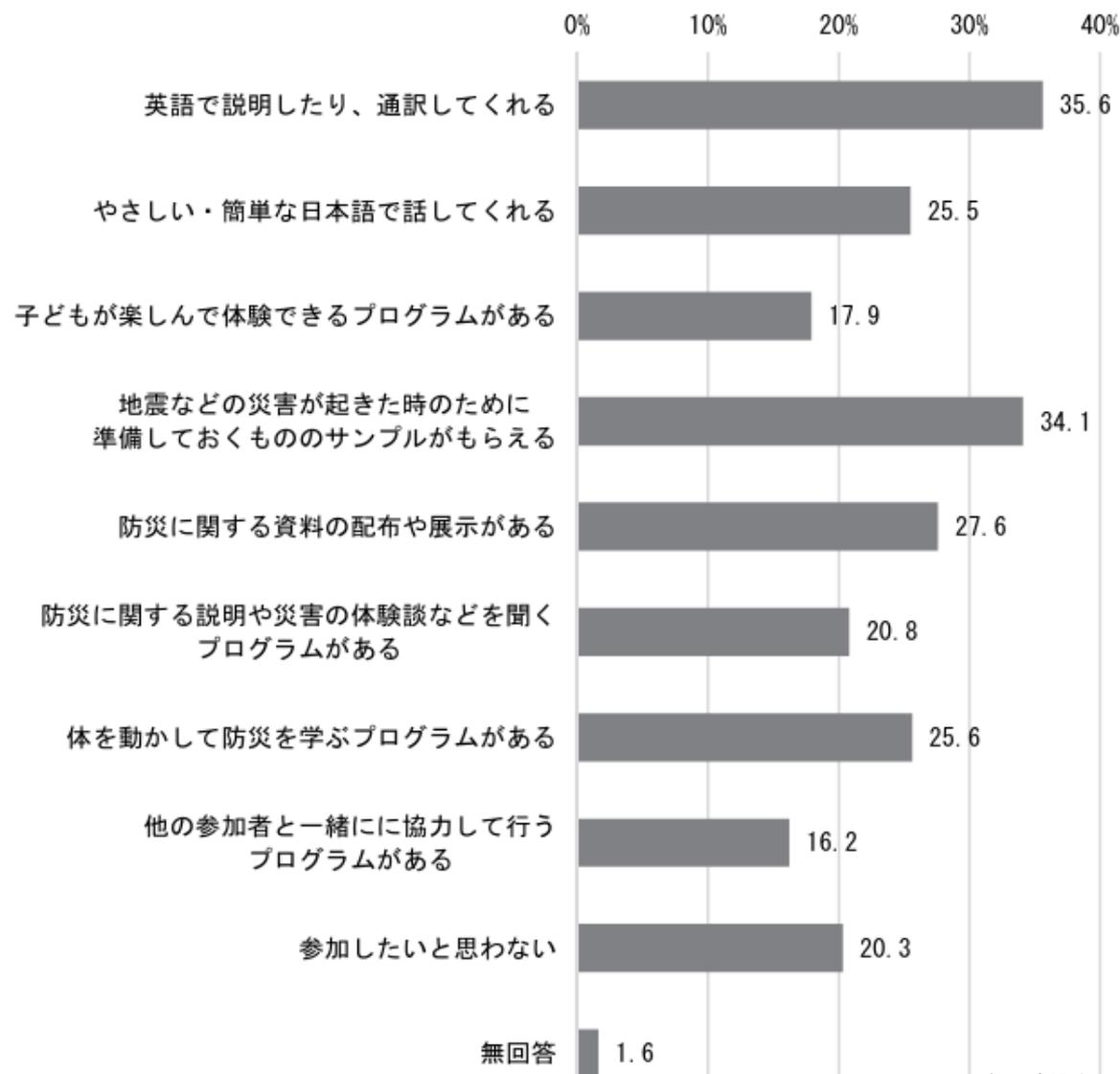
あなたは地域の活動やまちづくりの活動に参加してみたいと思いますか。



# 資料3-⑥ 区長部局が取り組む意義（令和5年港区国際化に関する 実態調査報告書）

## 本編 問23

あなたは、地域でどんな防災訓練があれば参加したいと思いますか。



# 資料3-⑦ 区長部局が取り組む意義（令和5年港区国際化に関する 実態調査報告書）

## Point 7 本編 問41

あなたは外国人と日本人がともに考え、支え合いながら、豊かな地域社会を作り上げるために、港区にはどのような政策が必要だと思いますか。

